

高原クラブで何が起こっているのか？

平成30年11月30日

高原クラブ（前）理事	丸山哲男	
同	高濱正治	
同	五十嵐秀司	
高原クラブ（前）監事	武本洋行	
播磨自然高原情報ネットワーク 代表		
播磨自然高原自治会 会長		

数年前頃から、高原クラブの管理運営が非常におかしくなっています。主な問題点と概要は以下のとおりですが、その根本には高原クラブの管理運営への基本姿勢と理事の資質を問われる根深い問題があります。この状態を放置することは今後、会員や社員に深刻な被害が及ぶおそれがありますので、是非皆様には現状を知っておいて頂きたいのです。

第1 高原内に設置された「大規模太陽光発電パネル」問題について

平成25年9月から26年にかけて、この高原内（アイ地区）に3000枚余の大規模な太陽光発電パネルが設置されました。その面積は広告看板の大きさ制限（縦60cm×横90cm）の8970倍を超える広さです。施主は高原クラブの会員である植木康夫・恵子夫妻が代表を務める㈱ムービングです。

しかし、この高原は「会員制の別荘地専用地域」です。そのため、高原クラブでは会員が高原内の「景観や環境の阻害」をしたり、「高原内で営業」を行うことを禁止しており、その例外は「理事会の許可」が必要です。また、近隣の迷惑行為も禁止されています（別荘地管理規定4条・6条・7条）。

ところが、㈱ムービングはこの規定を無視してその設置を強行しました。後にこの原因を調査したところ、驚いたことに高原クラブの三浦了元管理部長が理事会に無断でこの太陽光パネルの設置を事実上容認していました。しかも、工事着工前からこの工事計画を三浦元部長から知らされていた原田理事はもちろん、工事着工後にこの事実を知った高原クラブの清水孝晏元代表・佐津川元副代表ら4名の理事ら（当時）も、管理規定違反のパネル工事を止めようとしませんでした。

しかし、他の別荘地（大分県湯布院）では管理会社が環境の侵害や別荘地内での営業を禁止し、これを無視して太陽光パネルを設置した別荘所有者に対し裁判を起こし、パネル撤去と損害賠償を命じる判決を勝ち取っています。

播磨自然高原でも、本件太陽光パネルの設置は高原クラブにとって何のメリットもありません。なぜ、高原内でこんな違法工事の強行を三浦元管理部長や理事らが事実上容認したのか誠に不可解です。彼らにとって一体どんなメリットがあったのでしょうか？

上記の結果、本件パネル現場に隣接して別荘を所有し、娘さんの病気（化学物質過敏症）の療養に努めていたAさん一家はここに居住できないという深刻な被害を受けました。また、その別荘地の価値も著しく低下し、買手がつかない状況です。

そこで、A氏は㈱ムービングのほか、三浦元管理部長及び当時の高原クラブ理事ら5名を被告として損害賠償請求訴訟を提起し、今も裁判中です。

ところが、高原クラブ側の被告らはこの裁判で、「㈱ムービングが高原クラブの会員でないから高原クラブの諸規定に拘束されない」との従前には主張したことの無い暴論を展開しています。また、A氏は高原クラブ自体を訴えていなかったのに、最近になって黒兼代表が管理規定違反を強行した「被告三浦を補助する」(??)と称し、高額な弁護士費用（着手金45万円、報酬は90万円を基準、旅費・日当は別途）を払ってこの訴訟に参加しました。高原クラブの理事らが会員の管理費を使って、こんな高原の管理運営の仕方を行うのを許して良いのでしょうか？

第2 高原クラブ理事らの問題行動

1 理事らの特別背任行為等の疑い

高原クラブの武本洋行監事は平成29年初め以来、高原クラブに対し監査手続を行うのに必要な資料の提出を求めてきましたが、黒兼正博代表理事は約1年間これを引き延ばし、監査制度をないがしろにして来ました。

しかし、平成30年1月になってしぶしぶ資料の提出に応じた結果、取り敢えず次の問題行動が判明しました。

- (1) 清水代表、黒兼・吹田両副代表ら（当時）は、三浦元管理部長に対し、同氏が平成27年にはたった6日間しか勤務しなかったにも拘わらず、夏期賞与105万円、冬期賞与100万円を不当に支払ったほか、平成28年8月の退職時に、残存有給休暇日がないのに、その買取金として26万0491円を支払いました。
- (2) 清水・黒兼・吹田執行理事ら（当時）は、三浦元管理部長に対し、平成25年1月から26年11月までの間、役職手当の上限を超えて不当にも129万1000円を支給しました。
- (3) 上記執行理事ら（当時）は、吹田理事が旧別荘を処分した後、平成28年になって新別荘地をわずか1万円で再購入した際、なぜか高原クラブへの入会金の支払を免除し、土地の登記手続費用も高原クラブが立替払し、レンタル別荘への宿泊を無料にするなど異様な計らいを行い、合計27万3547円の損害を高原クラブに加えました。
- (4) 原田理事は、理事会出席の際の交通費（自宅からと山荘からの1回当りの差額金4000円）を20回にわたり不正受給しました。
- (5) 上記(1)ないし(3)の行為は特別背任罪に、上記(4)の行為は詐欺罪に該当する疑いがありますので、この件に関して相生警察署に告発し、現在捜査中です。

2 黒兼代表の威力業務妨害の疑い

武本監事は平成30年5月13日午後1時半頃より、監査補助者4名と共に、高原クラブの会議室で監査業務を開始し、同日午後4時頃、かねてより理事会側に提出を要求していた執行理事の稟議書の存在が判明したため、これを会議室で調査・検討していたところ、午後4時30分頃、黒兼代表がやってきてそれを知るや、武本監事らの行為が「勝手に資料を盗んだ」、「泥棒だ」、「警察を呼ぶ」等とわめいたうえ、その旨を110番通報しました。

そのため、近所の駐在所や相生警察署から警察官ら3名が高原クラブに駆けつけ、同日午後4時50分頃から午後8時近くまで武本監事らは警察官から事情聴取を受けるなどしたため、監査業務が妨害されるに至りました。

このため、この件について武本監事らは平成30年8月2日付で、相生警察署に対し黒兼代表を威力業務妨害の疑いで告訴し、現在捜査が続いています。

黒兼代表らが今回の社員総会で武本監事の排除を図った背景には、上記1・2記載の事情があると思われます。

3 川間理事のセクハラ行為について

高原クラブの川間清秀理事は、平成30年8月15日、同クラブ事務所応接室において、ゲート管理の変更について説明を求めていたA女史に対し、多数の人の前で卑猥なジェスチャーを交えてセクハラ的かつ侮辱的発言をくり返しました。これにより、A女史は体調を崩し、通院を余儀なくされる等しました。

川間理事の前記暴言は高原クラブの理事としての資質も問われるものですので、A女史は同月20日この件を相生警察署に被害届を出し、相当な処罰を求めました。

すると川間理事は、警察の捜査から2か月も過ぎた同年10月23日に、A女史に対し直接謝罪をせず、「不穏当な発言により・・・不快な思いをさせたので・・・お詫びする。今後は発言に注意したい」旨の文書のみを送ってきました。

しかし、これだけでは問題の根源への遡行（そこう：流れを遡ること）がないうえ、真摯な反省と謝罪の姿勢も窺えず、責任の取り方として不十分です。今後も同氏の言動については厳重に監視して行く必要があると思います。

第3 高原クラブの水道事業をめぐる不可解な出来事

高原クラブは上郡町との間で水道供給契約を結び、その水を高原内の会員らに給水しています。上郡町との分水契約は1日当たり550トン（1か月約1万6500トン）であり、高原クラブがこの契約水量を超えて水を使うと通常料金の1.5倍の超過料金を払わなければなりません。

ですから高原クラブは、これまで超過料金をいかに減らすかについて努力してきました。事実、高原クラブが高原の管理を始めた平成15年9月から平成25年度までの11年間、契約水量を超える使用は1年間のうちプールを使う8月の1回だけでした。そして、平成26年度は契約水量オーバー月はゼロでした。

ところが、驚いたことに平成27年度には、この契約水量を超える月が11か月間も続くという異常事態が起きました。その結果、この年に高原クラブは超過料金を408万2000円も上郡町に支払いました。

そこで、武本監事とその補助者らは業務監査の一環として、この原因を担当の藤田課長にいくら問い質しても、納得のいく説明がありませんでした。そこで、さらに詳しく尋ねようとする、藤田課長はその場を逃げ出し、以後は黒兼代表を通じて説明を拒否するに至りました。

他方、この異常事態が起こった平成27年11月に高原クラブ（清水代表、黒兼・

吹田両副代表)は、フジ地中情報㈱との間で水道漏水調査の委託契約を302万4000円で締結し、翌28年11月の理事会では、高原内の約100キロメートルにわたる漏水調査を1026万円(税込)で委託することを決め、その後この調査が行われました(但し、その後若干の費用の減額あり)。

果して、平成27年度の信じ難い異様な契約水量オーバーの原因(真相)は何だったのでしょうか? 上記の高額な漏水調査契約とは何の関係もないのでしょうか? 過去12年間に一度も起こったことのない異常な漏水が、特別な原因もなくこの年だけ11か月間も続いたとは到底信じられません。しかし、この真相はいまだ明らかにされないままです。それは本人が真実を知っているから隠蔽するのもかも知れません。

第4 レストラン「プチフリーズ」への不当な金銭の支出

- (1) 高原クラブは平成28年7月、山の家のレストラン「プチフリーズ」の開業に関し、武久裕行氏との間で、その施設・設備の使用と水光熱費を無償とする契約を結びました。これによる高原クラブの負担額は、年間約250～260万円と試算されています。
- (2) ところが、高原クラブの清水代表(当時)は武久氏に対し、高原クラブのお金192万円を貸しましたが、これは定款に違反する目的外行為であって、特別背任罪の疑いがあります。
- (3) また、黒兼代表は平成30年1月、プチフリーズへの「経営支援」と称して、1～3月(冬季)に店の売上げが50万円未満の時は合計55万円を限度に支援(出費)することを決定し、それを実施しています。
しかし、これも武久氏との基本契約を逸脱した不当な出費であり、特別背任罪の疑いがあります。
- (4) さらに黒兼代表は、平成29年6月にプチフリーズのために食洗機を90万9200円で購入しました。
しかし、武久氏との基本契約では「貸与物件の変更はプチフリーズの負担と責任による」となっており、これも契約違反の逸脱行為であり、会員が支払った管理費が不当に出費されています。
- (5) 高原クラブは会員の管理費を使って「プチフリーズの対外的宣伝・広告」をくり返し行っていますが、これも根拠のない不当な支出です。高原クラブの黒兼代表が「プチフリーズのため」と称して、必死でパン焼き窯でパンを焼いているとの証言も多く、これまた不可解な行動です。

- (6) 高原クラブ「運営審議会委員長」森本裕政氏は平成30年8月吉日付で、「アンケート 山の家のレストランについて」を会員に対して行いました。
- しかし、山の家のレストランについて、なぜ高原クラブでなく「運営審議会の委員長」が行うのでしょうか？ また、このアンケートの件は運営審議会のメンバー全員に知らされていませんが、これはなぜでしょうか？
- さらに、このアンケートは、レストランが「会員の利便性、高原の付加価値に有効」との断定から始まっていますが、回答に予断を与えるこの決めつけは許されません。
- もともと、高原クラブの「プチフリーズ」への関与には前述のとおり多くの問題点があります。アンケートを行うなら、問題点の解消に努めたうえ、物事の筋道と手順をきちんと踏んで行うべきです。この点を不問に付したままの上記アンケートはおかし過ぎます。一度撤回し、ゼロからやり直すべきです。

第5 社員総会における理事・監事の選任は違法・無効です。

平成30年7月14日の社員総会で下記の者が新たに理事・監事に選任されたことになっています。

理事 7人

黒兼正博（再任）	佐津川玄（再任）	清水孝晏（再任）
原田耕太郎（再任）	吹田忠純（再任）	宮部友幸（新任）
柳川政一（再任）		

監事 2人

加藤武司（再任）	中澤映三郎（新任）
----------	-----------

しかし、この理事と監事は全員が違法・不当な方法で選出されたため、総会の選任決議は無効です。従って、この役員らは何らの資格がなく、彼らが行った行為はすべて違法・無効であり、高原クラブに損害が出れば賠償責任があります。その理由は以下のとおりです。

(1) 理事選任決議の無効

まず、理事は定款施行規則（6条と7条）に従って「理事候補者を選出」し、その候補者の中から総会の決議で「理事の選任」を行います。

そこで、今年7月の社員総会の前には、総会で決議された前記7名以外に5名の理事候補者（新任候補者には岡庭晋司・福田精一、再任候補者には高濱正治・五十嵐秀司・丸山哲男）が規則に従って選出されていました。

ところが、黒兼代表は6月9日の理事会で、「理事の過半数の賛成を得た者を理事候補者とする」と称して投票を行い、多数派工作をした前記の「7名のみが過半数の賛成を得たので、総会決議の対象となる理事候補者である」と称して、残りの5名を総会決議の対象から排除しました。

しかし、これは「規則6条及び7条で選出された理事候補者の中から社員総会が理事を選任する」と定める定款23条1項及び社団法人法63条1項に違反して無効です。

(2) 監事選任決議の無効

高原クラブの監事（2名）も社員総会の決議で選任されますが、理事が監事の選任議案を社員総会に提出するには、監事の過半数（2人）の同意が必要です（社団法人法72条1項）。

しかし武本監事は、黒兼代表が前述のとおり同監事の監査を妨害したり、執行部に傀儡（かいらい）的な人物を選任して、適正な監査業務の骨抜きを図ろうとしていたため、「監事の選任議案の提出に同意しない」旨を通知しました。

ところが、黒兼代表はこれを無視して加藤・中澤両名を監事候補者として社員総会に提出し、総会決議を強行しましたが、これは社団法人法72条1項に違反して無効です。

以上のとおり、黒兼執行部は自らの気に入らない者を排除するために、平然と高原クラブの規則をねじ曲げ、民主的手続を無視して目的達成を強引に進めました。そこには正義も民主主義もなく、あるのは「独善と傲慢」だけです。そこで、私達はこれを正すため、平成30年7月末に神戸地方裁判所姫路支部に対し、理事・監事の選任無効に関する訴訟を提起しました。

第6 ゲート管理体制の一方的変更とその原因をめぐる問題

(1) 平成30年8月16日より、「ゲート管理の変更について（お知らせ）」が播磨自然高原クラブの一部会員にいきなり配布され実施されました。しかし、事前に何の説明もなかったため、会員がその説明を求めた結果、9月9日に山の家で一部の会員を相手に説明会が開催されました。

その説明会で判明したことは、①今まで第1ゲートに夜11時から朝6時まで警備員が2名宿直し、第2ゲートには1名の警備員の合計3名が宿直していたものが、午後10時より、第1ゲートに宿直員が1名だけに変更されたこと。

⑥警備会社（ALSOK）が24時間対応することになったというものの、第1ゲートと第2ゲートに専用電話を設置し、事務所内に警備会社の監視カメラ数台が設置されたことです。

(2) 説明会に参加した会員から、なぜ事前に相談や説明がなく、「安心・安全の別荘ライフ」がうたい文句の播磨自然高原の根幹を揺るがす変更を執行部だけで行ったのか？という質問に対し、労働基準監督署より改善勧告を受けたとの説明でした。

しかし、その勧告内容は、高原クラブが警備員に対して本来支払うべき超過勤務手当や夜間手当の不払いなど、執行理事の経営責任に原因があったことが明らかです。その結果、労働基準監督署により、約1600万円の給与の追加支給の是正勧告がされました。本来支払うべき給料を支払わなかった責任問題をゲート体制の変更として隠蔽しようとしたのです。

今回の変更で、夜間に緊急対応する警備員が排除され、新しく雇用した元警察官と「プチフレーズ」の経営者武久裕行氏がアルバイトで宿直することになり、夜間の緊急対応力（火災・急病）は低下し、管理体制が悪化している疑いがあります。

しかし、他方で黒兼代表は、お客さんや従業員を監視するため「非常勤役員参与」という新しいポストを創設し、元警察官を特別待遇で雇用しています。

第7 管理費・水道代等の大幅再値上げの動き

(1) 高原クラブは年間管理費（建物ありの場合）5万5000円を、平成26年5月から7万円に値上げしたばかりです。

ところが黒兼執行部は、近々この管理費のさらなる大幅値上げを目論んで具体的なスケジュールを立てています。

第1は、来年（平成31年）8月に年間管理費を7万円から12万円に大幅アップ（1.7倍以上）しようという構想です。

第2に、水道料金も現行の基本料金は2か月で7800円ですが、これを1万5000円と倍額近い値上げを検討しています。

第3に、高原内の道路を車で1回通るごとに200円（往復では400円）の通行料を取ることを検討しています。

(2) このような管理費その他の値上げの理由は、土地会員の減少対策のほか、黒兼執行部が高原クラブの「余裕のある運営体制の構築を目指す」とあり、大幅な運営資金を確保するねらいがあります。そして、将来は「ボランティアによる高原運営からの脱却」を目論んでいる模様です。高原クラブを理事らが「報酬付で運営したい」という思惑が窺えます。なぜなら、黒兼執行部は平成28年度に反対意見を無視して、役員への報酬支払いを可能とする規則の改正を行ったからです。

いよいよ高原クラブの役員就任が報酬目当てとなるのでしょうか？ 自分達の気に入らない理事・監事を役員から排除する動きもこれと関係しているかも知れません。高原クラブの管理・運営が金銭絡みの不祥事の続発とならないようにしなければなりません。

●以上に関するより詳しい情報は、播磨自然高原情報ネットワークのホームページ (<https://harima-sln.com/>) や播磨自然高原自治会のホームページ (<https://harima-szn.com/>) で公開されています。

●お問い合わせ先 高濱 TEL 0791-56-0900

産廃処理施設計画と播磨自然高原の未来

地域の存廃に関わる深刻な問題です。

播磨自然高原の真正面に位置する産廃処理施設計画の規模を皆さんはご存知でしょうか？この産廃処分場は計画埋立容積が302万 m^3 （東京ドーム60個分以上）という播磨自然高原に匹敵する規模であり、全国で最大級のものです。

しかも、この別荘地から国道2号線を挟んで僅か1Kmという至近距離に計画されており、その風評だけでも価値は激減して存廃を問われかねない事態となることは必至です。

処分場から発せられる悪臭・ゴミの散乱やカラスの群れ飛び、産廃処分場に出入りする車輛の騒音や排気ガスによる空気汚染等々はこの播磨自然高原を直撃することになります。

さらに、水源地や河川への汚染水の浸透に加えて全国各地からダイオキシンや放射性汚染物質が持ち込まれることが懸念されており、近隣地域は広範囲



【高原の規模に匹敵する産廃処理施設計画が進行中です】

にわたって何十年以上、何百年間にも及んで「汚染による死の町」と化してしまいます。次の世代に負の遺産を何としてでも引き継がせないようにしなければなりません。

播磨自然高原は住民が主役。

ところが、この高原別荘地を維持管理するはずの一般社団法人 高原自然高原クラブ（以下、「高原クラブ」）はこの問題に対して正面から全く取り組もうとはしていません。

それどころか、高原入り口付近に設置されていた地域住民による産廃反対を訴える看板を突然に強制撤去させたり、高原クラブの役員と称する黒兼・宮部の両氏（現在、違法就任の疑いで裁判中）が反対運動で積極的な活動をしているA氏（匿名）山荘宅の水道メーターを何の予告もなく、いきなり取外して給水不能とする恣意的事件を起こし露骨な敵意を露わにしています（A氏はこの黒兼・宮部両氏の蛮行に対して訴訟を準備中です）。

高原クラブは、この素晴らしい高原そのものの価値を破壊することにまるで手を貸すかのように振舞っているのが現状です。

現在、播磨自然高原自治会が地域住民代表の『顔』として上郡町議会で数次にわたって意見を述べてきたほか、上郡町連合自治会・赤穂市議を始めとする関係団体と協力して産廃反対活動に対して精力的に取り組んでいます。高原クラブはこの別荘地を管理する一企業に過ぎませんが、関係者と一丸となってこの計画阻止へと向かうことが本来のあるべき姿に他なりません。



【産廃反対の決議請願を議長に申し入れる自治会長（前列中央：新聞掲載記事から）】

播磨自然高原は住民こそが主役であって、他の何者にも支配されるものではありません。

みなさんからの声



【運営について】

- ・うちの別荘地では、管理費で新事業（素人の思い付き事業）を興して、その収益で管理費収入を補おうというバカなことが実行されている（アイデアが、お粗末極まりない）。
- ・会員は、日長時間を潰している暇な人達に「ビジネスごっこ」をやらせるために管理費を払っているわけではない。
- ・内実は年間1000万円もの人件費含む管理費を食いつぶしているにもかかわらず、この新事業を考える会議に参加した人々は、すでに「手弁当で参加して別荘地のために汗をかいている」とアピールして回っている。一体、どんな神経しているのか理解不能です。
- ・動機が理解できないナントカ委員会や、思い付きの素人事業が別荘地をより良くするとはとても思えません。
- ・自分（理事）たちで衰退に拍車をかけておいて、老朽化のせいだなんて言い訳もほどほどにしてほしいものです。
- ・会員制だとかそんなことばかりを強調している。住民管理だから、住民本位の良い運営がなされているんだと信じていましたが。

【太陽光発電施設について】

- ・太陽光パネルだらけになった別荘地なんてそれだけで価値落ちますわな（笑）太陽光パネル見るたびに、何が嬉しくて太陽光パネルを眺めに高原に来るのか意味がわかりません。
- ・距離はあるとはいえ、私の別荘からも太陽光パネル丸見えです。オーナーとしては笑うしかない状況です。
- ・まさか信じていた"住民管理の住民本位のゲート付きの会員制別荘地"がこんな形でオーナーを裏切ってくれるとは・・・。
- ・リニューアルしたHPにも中心部に広大な太陽光発電所があるなんて書いていません。でも、多くの別荘の眺望にこの太陽光発電所のパネルや構造物が映りこんでいます。
- ・この別荘地って、営業行為は禁止じゃなかったけ？ でも、理事会が了承しているとか（怒）。
- ・理事会も理事は住民のはずですが、どうしてこんなモノを許可してしまうのか？
- ・眺望が一面の陽光輝く太陽光パネルに変わっても事務所からは何の連絡も説明もなしです。
- ・可哀想なのは目の前にその太陽光発電所を作られた別荘オーナーです。綺麗な別荘なのに、目が点になってしまいました。

【その他】

- ・現行の不正体制が容認されているのが理解しがたいことであります。
- ・今年の総会前に昨年度の議決行使ファックス用紙が送信されてきました。全くその意味が分かりません。
- ・良識ある法の裁きを期待しています。正義に向かってご尽力ください。

等々。まだまだ多くのご意見を寄せていただいていますので、また機会を改めてご紹介いたします。